

2023年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社ANAP  
代表者名 代表取締役社長 家高 利康  
(コード3189・東証スタンダード)  
問合せ先 専務取締役 管理本部長 竹内 博  
電話番号 03-5772-2717

## 事業再生ADR手続及び株式会社ネットプライスとの DIPファイナンスに係る契約締結に関するお知らせ

当社は、ここ数年に亘る業績不振の状況に鑑み、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指しております。今般、当該事業再生ADR手続期間中における当社の資金繰りを確保し、当社の事業再生を支援することを目的として、資本業務提携先である株式会社ネットプライス（以下「ネットプライス社」といいます。）との間でDIPファイナンスに関する契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 事業再生ADR手続について

##### (1) 事業再生ADR手続を利用するに至った経緯

2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者のアパレル需要が変容したことなどの複合的な要因から、当社の業績は厳しい状況にあります。当期になって、様々な制限が緩和・解除されたことにより人流が回復し、主力事業である店舗販売事業については改善の兆しがあるものの、その効果は下半期に限定され、当初予想に対して売上高・利益ともに未達となりました。もう一つの主力事業であるインターネット販売事業においては、同事業を立て直すべく2022年10月31日に第5回新株予約権を発行し、その調達資金を広告宣伝費に充当することを予定しておりましたが、株価低迷により新株予約権の行使が進まず資金調達が実施できなかったことや、費用対効果を考慮し各種施策の実施を抑えたことなどから、当初予算に対し売上高・利益ともに大幅な未達となりました。結果として、本日開示した「2023年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」のとおり、4期連続の営業利益の赤字となり、期末において上場来初めての債務超過（△893百万円）となりました。

このような事態を改善すべく、当社は増資等の資本政策を検討してまいりましたが、並行して収益体質に改善させるためには、抜本的な事業構造の改革が必要であると判断し、事業再生ADR手続を利用して取引金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図っていくことといたしました。

既に、2023年8月30日に一般社団法人事業再生実務家協会（同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者として認定を受けている団体です。）に対し、事業再生ADR手続の正式申込みを行い同日付で受理されております。翌8月31日に同協会との連名にて、取引金融機関に対して、借入金の残高維持を求める一時停止の通知書を送付いたしました。また、2023年9月12日に第一回債権者会議を開催し、前述の一時停止の期間を2023年12月26日開催予定の「事業再生計画案の決議のための債権者会議」の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含む。）までとすることと、次項に記載のネットプライス社を貸付人とするDIPファイナンスの実施及びその取扱いについて取引金融機関全社の同意を得ております。

以上のとおり、当社の事業再生ADR手続は、当社の主要株主であり事業再生ADR手続におけるスポンサー企業のネットプライス社の継続的な支援を受けつつ、取引金融機関のご協力のもとで進めてまいります。

今後、当社は全ての取引金融機関と協議の上、公平中立な立場である一般社団法人事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を作成してまいります。

**なお、事業再生ADR手続は、取引金融機関のみを対象に進められる手続のため、現在当社とお取引をいただいている一般のお取引先（お客様、仕入先様等）の皆様に影響を及ぼすものではありません。**

## （2）今後のスケジュール（予定）

2023年11月27日 第2回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）

2023年12月26日 第3回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）

## 2. DIPファイナンスについて

### （1）DIPファイナンスを実施する理由

事業再生ADR手続期間中の当社の資金繰り及び事業継続に必要なものであることから、当社の主要株主であり本事業再生ADR手続のスポンサー企業であるネットプライス社より新たな資金の提供を受けるものです。

なお、本DIPファイナンスの実施内容及び本DIPファイナンスにより貸付人に発生する債権が対象債権者（取引金融機関全社）の債権の弁済より優先して取り扱うことについて、2023年9月12日開催の第1回債権者会議において、対象債権者である取引金融機関全社からの同意を得ております。また、同日付けで、特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会より、産業競争力強化法第56条第1項所定の要件に適合することが確認されております。

### （2）DIPファイナンスの概要

- ① 借入人：株式会社ANAP
- ② 貸付人：株式会社ネットプライス
- ③ 借入金額：極度額金5億円
- ④ 金利：2%（固定）
- ⑤ 契約締結日：2023年10月13日
- ⑥ 借入実行期間：一時停止通知の日から償還期限の前日までの間、極度額の範囲内で随時実行する。
- ⑦ 償還期限：事業再生計画案の決議のための債権者会議後のスポンサーによる増資が実施された日若しくはこれに相当する支援が実施された日
- ⑧ 資金使途：運転資金
- ⑨ 担保設定：売掛金及び商品在庫
- ⑩ その他の条件：全対象債権者の同意及び特定認証紛争解決事業者による産業競争力強化法第56条第1項所定の要件適合性について確認されたことを停止条件として実行する。

### 3. 今後の見通し

本事業再生ADR手続の中で、事業再生計画の策定と共に債務超過を改善すべく増資等の資本政策の実施も検討してまいります。

最後になりますが、株主の皆様、取引先金融機関の皆様には、多大なご負担とご迷惑をおかけいたします。またお取引先の皆様にはご心配をおかけすることを深くお詫び申し上げます。当社は、全社一丸となって事業再生に取り組んでまいりますので、関係者の皆様におかれましては、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上